

# 下諏訪町公共建築物・公共土木事業等における木材利用の推進に関する方針

## 1 目的

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、下諏訪町の公共建築物の整備及び公共土木工事等において積極的に県産材（長野県内で素材生産された材。以下同じ）の利用を推進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法第 36 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、長野県が定める公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、同法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定める。

## 2 基本的な事項

下諏訪町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、木材は県産材を使用するよう努める。

## 3 公共建築物の整備における木材利用の推進

### （１） 公共建築物の木造化の推進

下諏訪町が行う公共建築物の整備に当たっては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を図るよう努める。ただし、災害応急対策活動に必要な施設及び危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、この限りではない。

### （２） 公共建築物の木質化の推進

木造化が困難な場合でも可能な限り内装の木質化を図るよう努める。

### （３） 備品・家具・調度品等の木質化

下諏訪町が公共建築物等に導入する備品・家具・調度品等は、可能な限り木材製品とする。

### （４） 木質バイオマスの推進

公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

## 4 公共土木工事における木材利用の推進

下諏訪町が行う公共土木工事においては、関係法令、構造、設置場所、コスト及び緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、設計図書に県産材の使用を明記することにより、公共土木工事における木材の利用に積極的に取り組むものとする。ただし、著しい節、ねじれ、曲がり、割れ及び折れのある材については用いてはならない。

## 5 県産材利用の推進

- (1) 下諏訪町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令又は基準により、県産材の供給が困難である等の制約を受ける場合を除き、県産材の使用に努める。
- (2) 下諏訪町が行う公共建築物の整備等における県産材の使用に当たっては、可能な限り「信州木材認証製品センター」の信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格及び性能を有するものを使用することとする。
- (3) 下諏訪町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等における県産材の使用に当たっては、使用材料の承認願い時及びしゅん工検査時に産地証明書を添付させ、県産材であることを確認するものとする。

## 6 木造化・木質化を図る公共建築物及び公共土木工事等

下諏訪町における木材を利用する公共建築物及び公共土木工事等は、次のとおりとする。

木造化を推進する施設	広く町民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、博物館、体育館、公民館等）、保健・衛生施設（保健センター等）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等）、教育・研修施設（小学校、中学校、研修所等）、その他町が整備する施設（公園施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所等）
------------	---

特に木質化を重点的に推進する施設	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（図書館、博物館、体育館、公民館等）	ホール ロビー	展示室、資料室、図書室、研修室、アリーナ、食堂、調理室等
保健・衛生施設（保健センター等）	廊下	待合室等
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等）	会議室	リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設（小学校、中学校、研修所等）		教室、体育館、図書室、保健室等
その他町が整備する施設（公園施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所等）		上記に準じた箇所

特に木材利用を重点的に推進する工法
柵工・筋工・木製防護柵・水路工・階段工・仮設工等で木材の利用が可能な構造物等

適用

この方針は、平成24年 3月30日から適用する。